

第7 ぼうこう又は直腸機能障害

障害程度等級表

| 級別 | ぼうこう又は直腸機能障害 |
|----|---|
| 1級 | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの |
| 2級 | |
| 3級 | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 4級 | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |

一 障害程度等級表解説

1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものをいう。

- a 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態（注1）があるもの
- b 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注1）及び高度の排尿機能障害（注2）があるもの
- c 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注3）を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）があるもの
- d 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）及び高度の排便機能障害（注5）があるもの
- e 治癒困難な腸瘻（注3）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）及び高度の排尿機能障害（注2）があるもの

2 等級表3級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの
- b 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注1）又は高度の排尿機能障害（注2）があるもの
- c 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注3）を併せもつもの
- d 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注1）又は高度の排便機能障害（注5）があるもの
- e 治癒困難な腸瘻（注3）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注4）又は高度の排尿機能障害（注2）があるもの

- f 高度の排尿機能障害（注2）があり、かつ、高度の排便機能障害（注5）があるもの

3 等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの
- b 治癒困難な腸瘻（注3）があるもの
- c 高度の排尿機能障害（注2）又は高度の排便機能障害（注5）があるもの

4 障害認定の時期

（1）腸管のストマ、あるいは尿路変向（更）のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。

「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」（注1）の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ造設後6か月を経過した日以降の場合はその時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月を経過した日以降、再申請により再認定を行う。

（2）「治癒困難な腸瘻」（注3）については、治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する。

（3）「高度の排尿機能障害」（注2）、「高度の排便機能障害」（注5）については、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。

（注1）「ストマにおける排尿・排便（又はいずれか一方）処理が著しく困難な状態」とは、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設個所のため、長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態のものをいう。

（注2）「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因し、完全尿失禁、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。

なお、完全尿失禁とは、「カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態」にあるものが、何らかの理由でこれらの対応がとれない場合に結果として生じる状態をいう。

（注3）「治癒困難な腸瘻」とは、腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖の見込みのない状態のものをいう。

（注4）「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」とは、腸瘻においてストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。

(注5)「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術（注6）に起因し、かつ、

ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態

イ 1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態のいずれかに該当するものをいう。

(注6)「小腸肛門吻合術」とは、小腸と肛門歯状線以下（肛門側）とを吻合する術式をいう。

なお、先天性鎖肛に対する「小腸肛門管吻合術」については、肛門括約筋の機能が残存することから認定対象とはしない。

(注7) 障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

5 その他の留意事項

(1) 尿路変向（更）のストマについて

ア 尿路変向（更）のストマについては、じん瘻、じん盂瘻、ぼうこう瘻、回腸（結腸）導管などが対象である。

イ 一方のじん臓のみの障害で尿路変向（更）している場合や、ぼうこうを摘出しなくても永久的にストマ造設したものであれば該当する。

(2) ストマの「永久的造設」について

ストマ造設の期間については、具体的な期間を明示できるものではないが、回復する見込がほとんど無いものを想定しており、仮に状態の変化が予想されるのであれば、将来再認定を付した上で、認定することとする。

(3) 長期のストマ用装具の装着が困難となるようなストマの変形について

ストマの変形とは、陥没、狭窄、不整形の瘢痕、ヘルニアなどである。（注1参照）

(4) ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）について

「治癒困難な腸瘻」において、「ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）」には、腸内容の大部分の洩れがある場合の「ちつ瘻」も含まれる。（注3参照）

(5) 「高度の排尿又は排便機能障害」の対象となるものについて

「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因するものに限られ、「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因するものに限られている。

従って、事故などによる脊髄損傷又は厳密には先天性疾患とは言えない脳性麻痺については、対象とはならない。

「再認定」対象とする際の疾患・症例一覧（ぼうこう又は直腸）

一 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想される時

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、3歳未満で認定するものは「先天的な四肢欠損、形成不全」以外、原則として全て再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は、次のとおりである。

| 疾患・症例 | 留意事項 |
|--------------------------|--------------------------|
| 内部機能障害関係 ・ 先天性巨大結腸症 等 | ・ 手術や治療による改善が見込まれる事例がある。 |

二 進行性の病変による障害を有するとき

- ・ 進行性の病変による障害を有するときは、障害程度の重度化が予想されるため、障害更新申請の手続きによることとし、**原則として、再認定のための診査を義務づけることはしない。**

三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想される時

- ・ 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。

四 その他、障害程度に変化が生じると予想される時

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、疾患、症例の1に該当するものは、原則として再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は次のとおりとする。

| 疾患、症例 | 留意事項 |
|---|---|
| 1 先天性鎖肛に対する肛門形成術を行った場合 | 既に、「障害程度等級表解説」第7ぼうこう又は直腸機能障害の再認定を要すると規定している。 |
| 2 小腸、大腸の疾患の治療を目的とした人工肛門を造設している場合（例クローン病、潰瘍性大腸炎、イレウスなど腸閉塞） | 症状が重篤なため、閉鎖時期のめどがたらず、長期にわたり人工肛門を造設する必要があるものは、認定している事例がある。 |